

## 特別賛助会員に関する規程

(目的)

### 第1条

この規程は、日本遊技産業経営者同友会（以下「同友会」という。）における特別賛助会員のあり方を明確にするものである。

(定義)

### 第2条

本規程において「特別賛助会員」とは、定款第17条2項に基づく会員企業のことを指す。

(会費)

### 第3条

特別賛助会員の年度会費は、100万円とする。

(特別賛助会員資格の申請方法)

### 第4条

上記第3条および定款第17条2項を十分理解したうえで、特別賛助会員を希望する場合は年度内（3月期末）に事務局へ申出し、理事会の承認を経て特別賛助会員となる。

(特別賛助会員資格の取下げ)

### 第5条

業況不振や社内の事情により特別賛助会員の資格を取下げることができる。ただし、特別賛助会員の資格の取下げを希望する場合には、年度内（3月期末）に事務局へ申出なければならない。

(特別賛助会員の処遇)

### 第6条

特別賛助会員は、次の各号の特典又は処遇を受けることができる。

- (1) 会員代表者（役員まで）に限り、理事会時に理事・監事の並び席に座ることができる
- (2) 会員代表者（役員まで）に限り、理事・監事のための理事会にも参加することができる
- (3) 会員代表者（役員まで）に限り、監事（任期4年間）に立候補した際は優先される
- (4) いつでも理事会前の賛助会員プレゼンテーション並びに正会員へのチラシ等を送付できる
- (5) ストアコンパリオンの希望枠を1名必ず確保できる
- (6) ホームページのトップにリンクを貼ることができる
- (7) 月に1度配信のメールマガジンに広告を掲載できる
- (8) 年1回以上、代表理事及び執行部と懇親の場を設けることができる
- (9) 年に1度発行の「同友会NEWS」に広告を掲載できる

### 附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。